お知らせ

この法人の提出書類に不備又は不足があり、補正を求めていましたが、一定期間を過ぎても訂正されなかったため、そのまま収受し公開しております。

ＮＰＯ法人担当

特定非営利活動法人さんきゅうハウス定款

第１章 総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人さんきゅうハウスという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を　東京都立川市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、路上生活者と野宿に至るおそれのある人々に対し、社会的処遇の改善及びその安定した雇用の場の確保、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保等による自立の支援が図られるような地域の形成に関する事業を行うことにより、もって社会福祉の向上を図ることを目的とする。

（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2　社会教育の推進を図る活動
3　まちづくりの推進を図る活動
4　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
5　環境の保全を図る活動
6　災害救援活動
7　国際協力の活動
8　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
9　子どもの健全育成を図る活動
10　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
11　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）　路上生活者と野宿に至るおそれのある人々に対する森林整備、リサイクル、農業への参加など就労支援に関する事業
（２）　路上生活者と野宿に至るおそれのある人々に対する住宅情報提供や保証人紹介などによる住宅確保支援に関する事業
（３）　路上生活者と野宿に至るおそれのある人々に対する炊き出し、衣類・銭湯フロ券配布などの応急援護支援に関する事業
（４）　路上生活者と野宿に至るおそれのある人々への相談事業
（５）　路上生活者と野宿に至るおそれのある人々の実情把握のための調査研究事業
（６）　路上生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に資するホームページの運営や出版物の発行などによる広報・啓発事業

第２章　会員

（種別）第６条　この法人の会員は、次の２種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

（２） サポーター会員　この目的に賛同し、賛助するために入会した個人または団体

（入会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１） 退会届を提出したとき。

（２） 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（３） 継続して一年以上会費を滞納したとき。

（４） 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる

２、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（１）本人が死亡し、当法人と連絡不能になった場合、又は会員である団体が消滅したとき。

（２）会費を２年以上納入しないとき。

（除名）

第１１条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） この定款に違反したとき。

（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第１２条　会員が納入した入会金、会費は返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）

第１３条　　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　　５人以上３０人以内　　（２）監事　　１人以上２人以内

２、理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第16条　役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5)事業報告及び決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項
(11) 解散における残余財産の帰属

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(I)理事会が必要と認めたとき。

(2)正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第24条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条

総会は、正会員総数の3分のIの出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(I) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数及び出席者氏名 (書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4)審議事項及び議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会に付議するべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(I)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第33条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条

理事会の議長は、理事会に出席した理事の中から選出する。

(議決)

第35条

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第36条　各理事の表決権は平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(I) 日時及び場所

(2)理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び出席者氏名 (書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4)審議事項及び議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された財産

（2）会費

（3）寄附金品

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

(区分)

第39条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める,

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第45条　第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第46条　理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産目録を作

成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。
(長期借入金)
第47条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。
(事業年度)
第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第7章 事務局
(設置)
第49条
この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
(書類及び帳簿の備置き)
第50条 主たる事務所には、法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
第8章 定款の変更及び解散
(定款の変更)
第51条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を経なければならない。
2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。
(解散)
第52条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
(l) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)正会員の欠亡
(4)合併
(5)破産手続き開始の決定
(6)東京都知事による認証の取消し
2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
(残余財産の処分)
第53条　この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。
第9章 雑則
(公告)
第54条
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。
(委任)

第55条

この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員 (個人、団体)　　入会金0円 年会費3000円

(2) 賛助会員 (個人、団体)　　入会金0円 年会費 一口3000円 (一口以上)

3　この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2005年の6月30日までとする。

(1) 理事長 渡邉　守

(2) 副理事長 松山 禎之

(3) 理 事 大澤 豊、岡山 卓生、小林 和春、小松 曙、佐久間 寛子、三宮 克己、 重松 朋宏、名取 美佐子

(4)監 事 大森 一美

4　この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立初年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

6　この定款は、平成30年　　月　　日から施行する。